

賃金の支払いの確保等に関する法律

1. 案内情報

手続名	未払賃金の額等の確認
手続根拠	: 賃金の支払の確保等に関する法律第7条
手続対象者	: 船員
提出時期	: 船舶所有者が破産の宣告を受け、政令で定める事由に該当することとなった場合に政令で定める期間内に事業を退職したものに係る未払賃金があるとき
提出方法	: 申請者の氏名及び住所、事業主の氏名又は名称及び主たる事務所の所在地、申請者に係る主たる労務管理の事務を行っていた事務所の名称及び所在地、確認を受けようとする事項を記載し、事務所の所在地を管轄する地方運輸局長に提出
手数料	: なし
添付書類・部数	: なし
申請諸様式	: なし
記載要領・記載例	: 提出先となる地方運輸局にお問い合わせ下さい。

2. 窓口情報

提出先:

北海道運輸局船員部労働基準・安全衛生課	0134-23-4215 (直通)
東北運輸局船員部労働基準・安全衛生課	022-791-7523 (直通)
新潟運輸局船舶船員部労働基準・安全衛生課	025-244-6116 (直通)
関東運輸局船員部労働基準・安全衛生課	045-211-7232 (直通)
中部運輸局船員部労働基準・安全衛生課	052-952-8026 (直通)
近畿運輸局船員部労働基準・安全衛生課	06-6949-6432 (直通)
神戸海運監理部船員部労働基準・安全衛生課	078-321-7055 (直通)
中国運輸局船員部労働基準・安全衛生課	082-228-8701 (直通)
四国運輸局船員部労働基準・安全衛生課	087-825-1195 (直通)
九州運輸局船員部労働基準・安全衛生課	093-332-8085 (直通)
沖縄総合事務局運輸部海運第二課	098-866-0031 (直通)

受付時間: 提出先にお問い合わせ下さい。

相談窓口: 各地方運輸局

3. 手続情報

審査基準: -

標準処理期間: -

不服申立方法: 行政不服審査法による

賃金の支払の確保等に関する法律施行令

1. 案内情報

手続名	事実上の倒産の認定
手続根拠	: 賃金の支払の確保等に関する法律施行令第2条第1項第5号
手続対象者	: 船員
提出時期	: 事業活動に著しい支障を生じたことにより事業活動が停止し、再会する見込みがなく、かつ、賃金の支払い能力がない状態になったとき
提出方法	: 申請者の氏名及び住所、事業主の氏名又は名称及び主たる事務所の所在地、申請者に係る主たる労務管理の事務を行っていた事務所の名称及び所在地、申請者に係る主たる労務管理の事務を行っていた事務所の名称及び所在地、事業主の事業を退職した日、未払い賃金の立替払事業に係る船員の立替賃金の請求の手続等に関する省令第2条に規定する事業主の状態に関する事項を記載し、主たる事務所を管轄する地方運輸局長に提出
手数料	: なし
添付書類・部数	: なし
申請諸様式	: なし
記載要領・記載例	: 提出先となる地方運輸局にお問い合わせ下さい。

2. 窓口情報

提出先:	
北海道運輸局船員部労働基準・安全衛生課	0134-23-4215 (直通)
東北運輸局船員部労働基準・安全衛生課	022-791-7523 (直通)
新潟運輸局船舶船員部労働基準・安全衛生課	025-244-6116 (直通)
関東運輸局船員部労働基準・安全衛生課	045-211-7232 (直通)
中部運輸局船員部労働基準・安全衛生課	052-952-8026 (直通)
近畿運輸局船員部労働基準・安全衛生課	06-6949-6432 (直通)
神戸海運監理部船員部労働基準・安全衛生課	078-321-7055 (直通)
中国運輸局船員部労働基準・安全衛生課	082-228-8701 (直通)
四国運輸局船員部労働基準・安全衛生課	087-825-1195 (直通)
九州運輸局船員部労働基準・安全衛生課	093-332-8085 (直通)
沖縄総合事務局運輸部海運第二課	098-866-0031 (直通)
受付時間	: 提出先にお問い合わせ下さい。
相談窓口	: 各地方運輸局

3. 手続情報

審査基準	: -
標準処理期間	: -

不服申立方法 行政不服審査法による